

第25回秋田家庭裁判所委員会議事概要

1 開催日時

平成30年6月8日（金）午後1時30分～午後3時30分

2 場所

秋田家庭裁判所大会議室

3 出席者

（委員，敬称略・五十音順）

小野寺倫子，近藤行秀，鈴木明文，辻有希子，土田昭彦，筒井崇之，綱島公彦，藤田和彦，山本尚子

（説明者）

山崎裁判官，伊藤首席家庭裁判所調査官，泉主任書記官

（事務局）

高橋事務局長，伊藤首席家庭裁判所調査官，安達首席書記官，鈴木事務局次長，小園総務課長，武藤秋田検察審査会事務局長

4 議事

（1）開会宣言

（2）委員長挨拶

（3）新任委員の紹介及び挨拶

（4）職務代行者の指名

（5）第8回秋田地・家裁合同委員会テーマ「手続案内について」

委員からの意見を参考に，手続案内カードの文字を大きくする，家庭裁判所の典型的な手続を例示するなどの改訂をして試行的運用を行っていること，また，成年後見手続案内カードについても改訂する予定であることなどの経過報告を行った。

（6）協議

ア 議題「家庭裁判所調査官について」

(ア) 基調説明

「家庭裁判所調査官について」及び「家庭裁判所調査官の採用について」の説明を行った。

(イ) 意見交換

別紙の1のとおり

イ 議題「家事事件手続法施行後の運用状況について」

(ア) 基調説明

「家事事件手続法施行後の運用状況について」の説明を行い、テレビ会議システムを利用した模擬調停を行った。

(イ) 意見交換

別紙の2のとおり

5 次回期日及び次回議題

追って調整する。

なお、委員から次回開催の委員会においても、資料の事前配布と本委員会協議事項の経過報告をされたい旨の要望がなされた。

6 閉会宣言

(別紙)

意見交換

(以下、◎は委員長、○は委員、□は説明者の発言)

1 家庭裁判所調査官について(議事4の(6)のアの(イ))

- 家庭裁判所調査官(以下「調査官」という。)採用試験の申込者は、昨年度と比べると10パーセント減少とあるが、例年減少しているのか。また、途中で退職する人はいるのか。
- 申し込みは、減少傾向にある。採用後においては結婚退職や大学の先生への転職などで中途退職する者も少数ではあるがいる。
- 現在問題となっている時間外勤務などは、どの程度あるのか。
- 以前は、少年事件が多数係属したが、現在は少年事件が減少傾向にあること、効率的、合理的な事務処理に取り組んでいることから時間外勤務が恒常化してはいない。
- ◎ 調停事件では、事件に関わる職種としては、裁判官と調査官のほか調停委員がいる。調停委員には、弁護士などの資格を持っている人もいるが、大半は自分の仕事を持っている民間人である。
- 調査官は、裁判所で調停立会、父母や子との面接調査、試行的面会交流などを実施するほか、裁判所外における調査もあるのか。
- 調査官は機動性も求められており、家事事件で家庭訪問をして子の意向や監護状況を確認したり、少年事件で少年鑑別所に収容されている少年に面接したりしている。
- 現在、調査官は、秋田管内に何人配置されているのか。また、本庁の調査官が裁判所の支部で執務することはあるのか。
- 本庁に7人、大館支部に1人、横手支部に1人、大曲支部に1人の合計10人である。

能代支部及び本荘支部は調査官が未配置のため、これらの支部の事件について

ては本庁の調査官が調停に立ち会ったり、調査命令を受けて各種の調査を行ったりしている。また、本庁と支部の調査官又は支部の調査官が複数で共同調査をすることもある。

- 調査官は、法学部出身の人が多いのか。
- 心理系学科の出身者が多いが、法学部の出身者もいる。社会福祉学、社会学及び教育学などを専攻した職員もいる。
- 心理系学科の学生を養成する大学が増えているにも関わらず試験申込者が減少しているのか。
- 以前、大学の先生から、心理系の学生の間でも調査官の認知度は低く、テレビで法廷が映されることが多い裁判所書記官の認知度の方が高いと聞いた。調査官が主人公だったり、調査官が脇役で登場する小説やテレビドラマがあると、一時的に認知度が高まるが、時間の経過により認知度が下がってしまうのが実情である。
- 心理学に関する資格は3種類くらいあるが、需要の多い資格である。社会福祉の資格者も病院での雇用以外では収入が減少することが多くなっている。募集をしてもなかなか人材確保ができない状況で、就業が病院へシフトしていくと、ますます人材確保が厳しいかもしれない。
- 私の所属機関でも、学生の訪問見学会などを行っているが、職員が模擬患者になり、実際に脳卒中と判断された後の診察について学生自ら体験してもらう形式の看護師セミナーが好評であった。学校でも患者の意識レベルについては習うが、詳しい分類までは習わない。模擬診察を行ったところ、学生は40分くらいの実技で詳しい分類を習得することもあった。学生からは卒業してからたいへん役に立ったとの感想があり、私の所属機関としてもなにより受験者が増えてよかった。裁判所ではこのような企画をするのは難しいのか。
- 裁判所においては、業務説明会において学生の参加者に模擬事件の事例を通じて調査計画を立ててもらおう体験をしてもらったところ、興味を持ってくれ

た。

- 看護師セミナー受講後に学会認定の修了証を発行している。修了証を渡すとけっこう喜ばれる。
- 学生時代の友人のことで個人的経験であるが、インターンシップが実施されていないころ、調査官に興味のある法学部の学生はいたが、やはり心理学を勉強してきた人と一緒に仕事をしていくのは不安だからと諦めた学生がいた。法学部の学生にとっても調査官という職種は魅力的ではあるが、大学で勉強していない分野が主体となる仕事のため抵抗を感じる学生もいる。

心理学を専門に学びたいという人達では、カウンセラー志望者が多いという印象を受けている。中学校や高校でスクールカウンセラーと接し、非常に感銘を受け、その後の進路としていうことかもしれない。

心理系学科の教員がどれだけ調査官の仕事を知っているか分からないが、まずは教員に知ってもらわないと、学生が関心を持たない。その点、刑務所とは比較的連携しているようである。

大学での説明も大事であるが、中学生や高校生にも調査官という仕事があることを教える機会があれば効果的だと思う。中学校、高校では一斉に授業で話すことができ、中学生や高校生だと社会科見学や講話でも話を聞く体制があるが、大学生は組織化しにくい。しかし、法に関係する仕事を調べるために裁判所の説明会に行ったところ、楽しかったので裁判所で行われる業務体験にも行ってくるという1年生もいた。きっかけがあると楽しさを知るのかなと感じている。

また、裁判所に就職後に法律を含めた研修を受けられる機会があることを周知すると、大学院に行くのは経済的に難しい心理系学科を専攻する学生の応募が増えるのではないかと思う。

- 教育機関との連携の必要性は感じており、調査官の研修で講義をいただいた先生や大学の授業に調査官を参加させていただいた先生以外の方々とも意見

交換を行いたいと思っている。

- 私の所属部署は、心理士として採用されると配属される割合が多いため、毎年、5、6人の心理系専攻の学生が実習に来て、業務内容について勉強している。
 - 平成29年度の採用広報の取組みを踏まえて、現状の取組みに問題はあるのか。
 - 平成29年度は、家庭裁判所調査官ガイダンスに注力したが、応募者が2人に留まってしまった。
 - 調査官という職種を学生が知らないことの他に、民間への就職が良好という背景事情がある。また、あまりにもガイダンスなどが多すぎるとの話も聞く。就職情報が、スマートフォンなどの情報端末に頻繁に流れ、学生も煩わしい状況になっていると思われる。就職情報会社においても、業務説明会にいかに参加させるかが問題であるとのことであった。
 - 調査官採用試験の倍率は高いと思うが、それでも採用広報の在り方を問題にしなければならないのか。30倍が20倍の倍率になっても、合格した人の質が落ちているわけではないと思われるが、どうか。
 - そう言ってもらうと心強いが、人材確保をするに当たっては、質の確保についても念頭におく必要があると考える。
- 2 家事事件手続法施行後の運用状況について（議事概要4の（6）のイの（イ））
- (1) 申立書写しの送付について
 - 申立書の写しを送付する場合の事情はどういったものが多いか。
 - ◎ 現在は、調停が申し立てられると、申立書の写しを送付することになる。申立時までのいきさつはそれぞれであるが、具体的に話合いもなく夫婦が別居に至ったケースもある。
 - 離婚調停を申し立てるまでの夫婦間における話合い等の経緯があつて、その上で調停で解決するために申立書の写しが送られてくるならばわかる。申

申立書中の申立に至った動機等についてはどのように記載するのか。

- ◎ 申立書の申立ての動機欄に選択式の項目があり、該当する番号に○を付すことになる。相手方に申立書の写しを送ると手続や進行上憂慮されることが生じる場合には、申立書写しに代わる通知書を送ることになる。現状の申立書写しに代わる通知書の記載内容について、改善すべき点はないか意見を伺いたい。
- 申立て前にいろいろあった上で、申立書写しや申立書写しに代わる通知書が送られてくるならば、なぜ申立てたかなんとなく分かるが、前振りもなく、いずれかの書類がいきなり送られてきたら調停を拒否するかもしれない。
- ◎ 多くは申立てに至るまでに揉めたうえで申立てをすることが多い。
- 相手方と話にならないため、先ずは避難してから申立てをするなどの事例もある。現在の申立書式になってからはチェックしやすく、例えば、財産分与として請求する額や慰謝料として請求する額について、確定額や金額を決めあぐねている場合に相当額の欄にチェックができることで、調停に入りやすいような記載になったと感じている。申立ての動機も、具体的と見受けられ、申立人側が作成しやすく、相手方も争点となる概要は把握できることから、動機に対する反感というか憤りの感情も具体的に書かれるよりはいいというイメージがある。私は、相手方も比較的受け入れやすい書面ではないかと思う。
- 申立ての動機に「暴力を振るう」とあるが、暴力の種類が書かれていない。例えば、精神的なもの、性的なものなど暴力の種類を記載した方がよい。
- 申立書写しを送付するときに同封する進行に関する照会回答書に暴力について記載する欄があり、有形力を行使する場合などを含め定型的な種類を掲げている。
- 離婚させるための調停ならば、この申立書式は大変シンプルで分かりやすいが、相手方が申立てを了知するきっかけの書面が申立書では冷たいと思

う。

- ◎ 本申立書は、申立人が離婚したいという離婚調停の申立てである。申立人が、離婚ではなく関係を修復する話し合いを希望するときは、夫婦関係円満調整の申立てになる。申立人の意向で手続きが異なるので、離婚調停の申立てをすると本申立書になるということである。話し合いを進めていく中で、必ずしも離婚に至らない場合もある。
- 相手方の立場で考えると、申立書写しの内容が不服で心がロックしてしまうのではないかと思う。申立書写しを送付する前に、離婚調停が申立てられたので後日申立書写しを送付するなどの内容の書面を事前に送った方がいいと思われる。
- 申立書写しに代わる通知書を送付する場合でも、事前に同様の書面を送付した方がよい。いきなり具体的に書かれたものを送るとこじれることがある。私は、基本的には相手方とできるだけコミュニケーションを絶やさないような態勢を構築するところから入らないと、話し合いにならないと思う。せめて事前に別形式の文書で申立書写し等が送付されることを知らせた方がよい。
- 私が経験した事例では、配偶者暴力事案で、妻がある程度暴力を受けている期間があると精神的に不安定になり、夫に肝心なことを話すことができなくなったり、一対一で会うことができなくなってしまうことから、親族と一緒に入り協議を進めていくが、妻は前段階で暴力を受けているため、夫の前では要領を得た説明ができない。妻は、自分が苦しんでいるのに、夫は何もしてくれないと思ってしまうことがある。夫は、暴力を振るっているのに、それを暴力ではないと勘違いしていることが多い。双方に認識のずれが生じているのであれば、申立ての動機をはっきり書いて示すことが大事だと思う。ただし、悪いところを全部指摘してしまうと、相手方の反発心が強くなることもあるので、申立ての動機欄の番号を丸で囲み、さらに二重丸や三重

丸を使用して、相手方に一番の動機が伝わる記載方法がいいと思う。

- 申立書に現住所等を記載することにより支障があることは理解したが、申立の動機を記載することによる支障はあるのか。
- 申立ての動機を記載することにより手続きに支障が生じるケースはないと考える。申立書写しに代わる通知書に動機を書くとすれば、基本的には申立ての動機で選択した項目をそのまま書き写すことになると思う。
- 相手方としても、申立ての理由について検討する時間が必要であるから、平等の観点からしても、申立書写しに代わる通知書にも申立ての動機を記載すべきと思う。

(2) 電話会議システムあるいはテレビ会議システムを利用した手続きについて

- 各システムの利用時期は論点を煮詰めた後の最終的な確認で利用するのか。
- ◎ 手続の進行によっては途中段階で利用することも当然予定されている。
- 現在、医療の現場では電話で診療することができるし、要件を満たせばテレビ画像をもって診療ができるようになった。基本は、最初に診察してからテレビ等で診療するため、初めからテレビ会議で実施することはないと思う。お互い共通の土台を作り上げた後のテレビ会議にしないと抵抗感がある。
- 裁判官や調停委員は中立な立場であることは分かるが、代理人弁護士がいない当事者のみの場合に、裁判所が相手方と一緒に画面に映っていると、心理的に相手側の人に見えてしまうおそれがあると感じる。
- これから、裁判手続きでテレビ会議の利用が増加すると考えられるが、ご指摘については、気を付けなければならないことの一つだと思う。初期段階では、未だ煮詰まっていない対話を延々で行うことは現実的ではないと思われる。
- 電話会議やテレビ会議システムの利用の要否については、個別の事件ごとに

事情を考慮している。

- 配偶者暴力を受けた申立人の調停を行う際に不安軽減のためにも，県内在住の当事者双方が顔を会せる機会を少なくするためにテレビ会議システム等で手続きを実施していただきたいと思う。
- 裁判所として，例えば，本庁所在地居住の申立人と支部所在地居住の相手方との手続きでは，本庁と支部間でのテレビ会議システム等の利用を希望すれば，十分対象になると思う。当事者双方とも住居が近いときは，テレビ会議でも同じ裁判所で行うことになる。その場合は，事前に当事者から情報を収集して，暴力等のおそれがある事件については，当事者が顔を合わせない配慮を行っている。
- 私の所属機関では，通信先にも同じ機材が配備されているが，会議に外部の人が入ることはなく，対立している相手方がいることもない。テレビ会議では顔も見えるし表情も見えるが，音声のみで行う電話会議の調停には難しさがあるのではないかと思う。
- 裁判所において電話会議は，必ずしも遠隔地を理由として実施するものではなく，当事者の実情や手続の進行具合を考慮し，検討の上，利用している。

【全体終了】